

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

(令和8年5月27日現在) 目次 (略)	(令和8年6月30日現在) 目次 (略)
第1条～第14条の61 (略)	第1条～第14条の61 (略)
(I P 通信網サービス契約の解除等に伴う I P 通信網サービス付加機能利用契約の扱い) 第 14 条の 62 I P 通信網サービス付加機能利用契約者とその I P 通信網サービス付加機能利用契約に係る I P 通信網サービス利用回線について当社の I P 通信網サービス契約を締結している者と同じの者でないことについて、その事実を知ったときは、その I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除することがあります。 2 当社は、 I P 通信網サービス付加機能利用契約が当社の I P 通信網サービス契約約款及び COTOHA Voice DX Basic サービス契約約款に定めるところにより、 I P 通信網サービス利用権 (I P 通信網サービス契約者 (当社の I P 通信網サービス契約約款又は COTOHA Voice DX Basic サービス契約約款に基づき I P 通信網サービス契約を締結した者をいいます。以下同じとします。) がその I P 通信網サービス契約に基づき、 I P 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡をし、承認を受けたときは、その I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除したものとします。	(I P 通信網サービス契約の解除等に伴う I P 通信網サービス付加機能利用契約の扱い) 第 14 条の 62 I P 通信網サービス付加機能利用契約者とその I P 通信網サービス付加機能利用契約に係る I P 通信網サービス利用回線について当社の I P 通信網サービス契約を締結している者と同じの者でないことについて、その事実を知ったときは、その I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除することがあります。 2 当社は、 I P 通信網サービス付加機能利用契約が当社の I P 通信網サービス契約約款、COTOHA Voice DX Basic サービス契約約款並びに docomo business ANCAR サービス利用規約共通編及び別冊 (Voice) に定めるところにより、 I P 通信網サービス利用権 (I P 通信網サービス契約者 (当社の I P 通信網サービス契約約款、COTOHA Voice DX Basic サービス契約約款並びに docomo business ANCAR サービス利用規約共通編及び別冊 (Voice) に基づき I P 通信網サービス契約を締結した者をいいます。以下同じとします。) がその I P 通信網サービス契約に基づき、 I P 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡をし、承認を受けたときは、その I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除したものとします。
第 14 条の 63～第 54 条 (略) 別記 1～10 の 5 の 1 (略)	第 14 条の 63～第 54 条 (略) 別記 1～10 の 5 の 1 (略)

10の5の2 付加的役務通話契約

- (1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの
(略)

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー3のタイプ4のプラン1又はプラン2(転送先特定番号機能に係るものを除きます。)に係るものを除きます。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款

当社のIP電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約(当社と個別に卸契約を締結しているものに限ります。)	—
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。	

- (2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの
(略)

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー3のタイプ4のプラン1又はプラン2(転送先特定番号機能に係るものを除きます。)に係るものを除きます。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款

当社のIP電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約(当社と個別に卸契約を締結しているものに限ります。)	—
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。	

10の6 IP通信網サービス契約

10の5の2 付加的役務通話契約

- (1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの
(略)

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー3のタイプ4のプラン1又はプラン2(転送先特定番号機能に係るものを除きます。)に係るものを除きます。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款

docomo business ANCAR Voice サービスに係る契約	docomo business ANCAR サービス利用規約
当社のIP電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約(当社と個別に卸契約を締結しているものに限ります。)	—
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。	

- (2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの
(略)

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー3のタイプ4のプラン1又はプラン2(転送先特定番号機能に係るものを除きます。)に係るものを除きます。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款

docomo business ANCAR Voice サービスに係る契約	docomo business ANCAR サービス利用規約
当社のIP電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約(当社と個別に卸契約を締結しているものに限ります。)	—
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。	

10の6 IP通信網サービス契約

(1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの		(1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの	
契約の種類	契約約款の名称	契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款	第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款
COTOHA Voice DX Basicサービスに係る契約	COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款	COTOHA Voice DX Basicサービスに係る契約	COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款
		docomo business ANCAR Voiceサービスに係る契約	docomo business ANCARサービス利用規約
当社のIP電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約(当社と個別に卸契約を締結しているものに限ります。)	—	当社のIP電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約(当社と個別に卸契約を締結しているものに限ります。)	—
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。		備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。	
11～13 料金表 通則(略) 第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。) 第1 基本料金 1 適用(略) 2 料金額 2-1(略)		11～13 料金表 通則(略) 第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。) 第1 基本料金 1 適用(略) 2 料金額 2-1(略)	

2-2 付加機能使用料 (1) (2) 以外の付加機能のかかわるもの			2-2 付加機能使用料 (1) (2) 以外の付加機能のかかわるもの		
地域指定着信課金機能 (フリーダイヤル)	(略)	(略)	地域指定着信課金機能 (フリーダイヤル)	(略)	(略)
	備考	1～84 (略) 85 接続先情報通知機能は、この機能を利用する契約者が利用回線、I P 通信網サービス利用回線 (COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。) 又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。 86～ (注21) (略)		備考	1～84 (略) 85 接続先情報通知機能は、この機能を利用する契約者が利用回線、I P 通信網サービス利用回線 (COTOHA Voice DX Basicサービスに係る契約及びdocomo business ANCAR Voiceサービスに係る契約に係るものを除きます。) 又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。 86～ (注21) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	(略)	(略)	地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	(略)	(略)
	備考	1～50 (略) 51 接続先情報通知機能は、この機能を利用する契約者が利用回線、I P 通信網サービス利用回線 (COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。) 又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。 52～ (注15) (略)		備考	1～50 (略) 51 接続先情報通知機能は、この機能を利用する契約者が利用回線、I P 通信網サービス利用回線 (COTOHA Voice DX Basicサービスに係る契約及びdocomo business ANCAR Voiceサービスに係る契約に係るものを除きます。) 又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。 52～ (注15) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略) 2-3 (略) 第2 (略) 第2表～第8表 (略)			(2) (略) 2-3 (略) 第2 (略) 第2表～第8表 (略)		
			附 則 (令和8年6月26日 C A S 1サ第000400011419-01号) この改正規定は、令和8年6月30日から実施します。		